

AI戦略をめぐる国際的な議論

市川 類（東京工業大学データサイエンス・AI全学教育機構 特任教授／
一橋大学イノベーション研究センター 特任教授）

実積 寿也（中央大学総合政策学部 教授）

中川 裕志（理化学研究所革新知能統合研究センター チームリーダー）

羽深 宏樹（京都大学大学院法学研究科 特任教授）

司会：江間 有沙（東京大学未来ビジョン研究センター 准教授）

本日の進め方

- AIガバナンスに関連するいくつかの活動紹介

- 議論のポイント3つ

- AIとリスク
- 相互運用性
- AIシステム関係者と責任

} パネルディスカッション

AIガバナンスの議論

	国内	国際
2016		G7香川・高松情報通信大臣会合 ：AI 研究開発原則ガイドライン案提案 PAI ：8つの信条 (Tenets)
2017	総務省 ：AI開発ガイドライン	FLI ：アシロマAI原則
2018		
2019	総務省 ：AI利活用ガイドライン 内閣府 ：人間中心のAI社会原則	OECD ：AIに関するOECD原則 G20茨城つくば貿易・デジタル経済 大臣会合 ：G20AI原則の合意
2020		GPAI ：4つのWGで議論開始
2021	経産省 ：AI原則実践のためのガバ ナンス・ガイドライン	UNESCO ：AIの倫理勧告 EU ：AI規制法案の発表
2022		CoE (欧州評議会) ：AI条約のゼロド ラフト公開
2023	総務省・経産省 ：統合ガイドラ イン検討開始	G7広島サミット ：広島AIプロセス

下線はハードロー

主要な活動(1)

PAI: Partnership on AI

- 産学官民で議論をするプラットフォーム
- 主要なAIプラットフォーマー企業が参加
 - Amazon, Apple, DeepMind, Google, IBM, Meta, Microsoft, OpenAI, SONY
- AIに関する調査研究や提言、フレームワーク等を提案

主要な活動(2)

OECD

- AI原則等の公開
- 各国・地域・組織のAI原則を一望できるサイトの運営
- AI原則を実践に移すために共有できるツールやフレームワークを公開

<https://oecd.ai/en/>

GPAI (Global Partnership on AI)

- G7の共同声明により創設（OECDが事務局）、現在、29か国が参加
- 4つの研究部会により実践的な調査を実施
- GPAIサミットを毎年開催（2022年は東京、2023年はインド）

<https://gpai.ai/>

主要な活動(3)

UNESCO

- 2021年にAIに関する倫理勧告を公開
- 2023年には倫理勧告を実践に移し込んでいくためのReadiness assessment methodology (RAM)を公開、参加を各国に呼び掛けている
- 女性や子供とAI、脳科学とAIなどのテーマにも焦点を当てた議論を行っている
- アメリカが2023年より復帰

主要な活動(4)

	欧州評議会 (Council of Europe: CoE)	欧州連合 (European Union: EU)
設立	1949年	1993年
設立目的	人権・民主主義・法の支配	政治的・経済的統合
加盟国	46カ国	27カ国
日本の地位	オブザーバー	なし
主な機関	閣僚委員会、議員会議、地方自治体会議、欧州人権裁判所	欧州理事会、欧州委員会、欧州議会、欧州司法裁判所
法的文書	多国間条約、加盟国への勧告	規則、指令
AI政策	AI条約 作成開始（2024年5月に択を想定）。ガイドライン、勧告は作成済み	AI規則 可決（2023年6月） AI倫理ガイドライン作成済み

東京大学未来ビジョン研究センター主催イベント「『人権・民主主義・法の支配』に基づくAI条約を目指して：欧州評議会における起草交渉の現在」や（<https://ifi.u-tokyo.ac.jp/event/13805/>）、「欧州評議会AI条約起草交渉の現状と専門家の視点」の発表資料（<https://ifi.u-tokyo.ac.jp/project-news/16287/>）参照。

議論のポイント①

AIとリスク

1. AIがもたらすリスク

① AI（機械学習）固有の特徴により生じるリスク

- 制御不可能性や透明性の低下等

② IT技術に共通するリスク

- プライバシー、セキュリティ、データの偏り、悪用、誤回答、秘密漏えい、著作権や肖像権を侵害するリスク等

2. AI推進の障害となる問題

① 現行制度がAIの設計・開発・運用・利用等の障害となり、AIサービスの適用関係が不明瞭でイノベーションが阻害される

- 医師法などの業法、著作権法、個人情報保護法、道路交通法等

議論のポイント②

相互運用性（Interoperability）

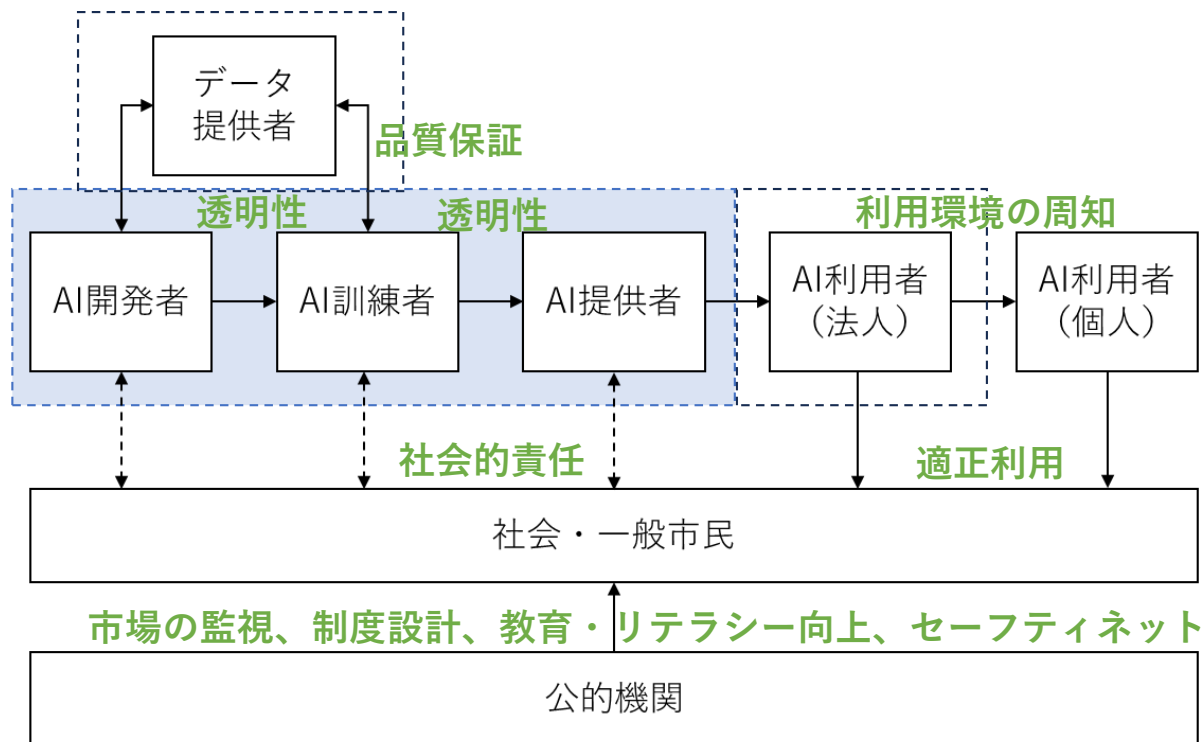
- **G7**広島サミットのコミュニケ等でAIガバナンスの「枠組み間の相互運用性」がキーワードに
- 相互運用性とは？
 1. 国際標準
 - ISO, IEEE, NIST, CEN-CENELECなどの標準化
 2. 「枠組み間の相互運用性」
 - リスク特定、評価、対応等の「枠組み」の相互運用性（透明性）を確保することで各国・地域、組織のAIに対する規律が並存、協調できるようにする

様々な規律の在り方

		国家によるエンフォース（強制的な執行）の有無	
		国家がエンフォースする	国家はエンフォースしない
規律を形成する主体	国家	法令・一部ガイドライン	ガイドライン・行政指導
	産業界・個別企業	法令を背景とする標準化（強制規格）	業界ガイドライン・社内ポリシー・業界標準
	それ以外（市民団体・学術団体等）	慣習法	市場・投資・モラル・規範・学会基準・慣習・評判

議論のポイント③

AIシステム関係者と責任



AI開発者・AI学習者・AI提供者は同一組織の場合もあれば、別々の組織の場合もある。データ提供者とAI開発者が同一組織の場合もある。自社製品を利用する場合は、AI開発者/AI提供者と利用者（法人）が同一組織となる場合もありうる。

————> 責任の向きを示す。例えばAI開発者はAI学訓練とデータ提供者に対して責任を負う（表3）。

-----> 企業の社会的責任や、社会からのフィードバック等の間接的な責任の向きを示す。

■事業者間（青枠内）

- **事業者間**で契約や約束を取り交わし、リスク対応や責任を取る
- **公的機関**は契約の公平性等を監視する

■事業者—消費者間

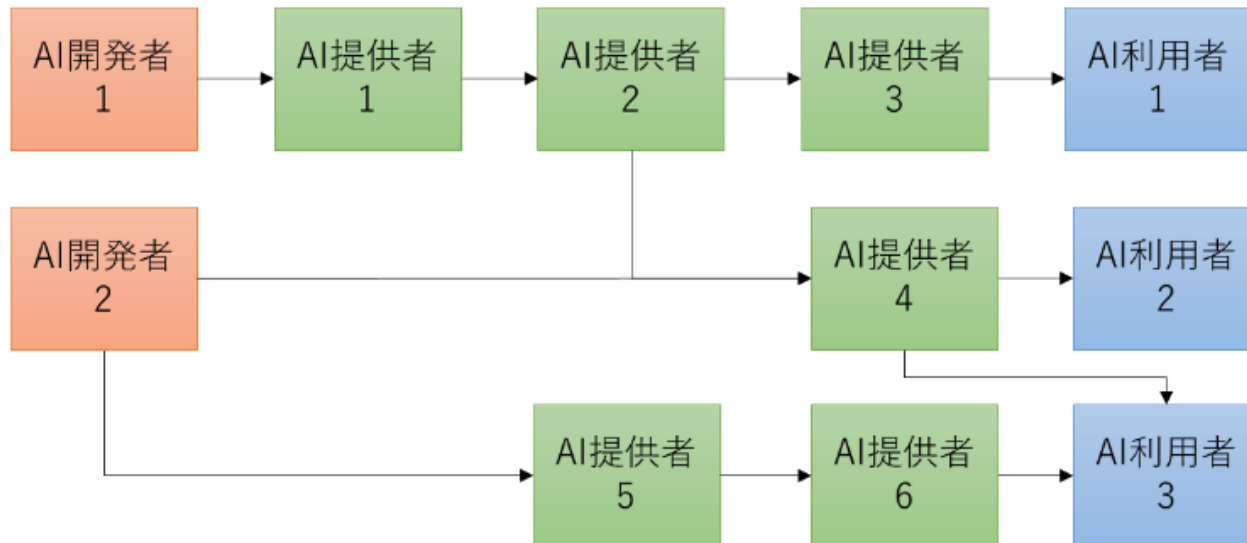
- **AI提供者**が事前・事後対応を行う
- **利用者**も適正利用する
- **公的機関**も事件・事故時の原因究明や被害救済の仕組等を形成する

組織や国をまたぐAI開発・提供

(1) AI開発から提供まで同一組織が担う例



(2) AI開発から提供まで異なる組織で担われている複雑な例



IGF京都2023の見どころ

- 主要なマルチステークホルダーのコミュニティ関係者が集合
- 生成AIも含めたAIのガバナンスをいかに協調して議論していくかが主要テーマの1つ

本日の「議論のポイント」に関する資料は、9月後半以降に東京大学未来ビジョン研究センターの政策提言として公開される予定です

<https://ifi.u-tokyo.ac.jp/news/category/topics/policy-briefs/>